退職手当の引き下げに反対する署名

内閣総理大臣　安倍 晋三　殿

退職手当の見直しにむけて、人事院は政府からの要請をうけ、民間企業における退職給付水準の調査を実施し、4 月 19 日に官民比較の結果と国家公務員の退職給付に係る見解を表明しました。

その内容は、1 人当たり平均の退職給付額が公務は 2,537.7 万円に対して民間は 2,459.6 万円と公務が民間を 78.1 万円（3.08%）上回っており、水準の見直しを行うことが適切としています。

しかし、過去の例や公務運営の公正・中立性の確保や厳しい再就職規制などの公務の特殊性をふまえると退職手当を引き下げる必要性は見当たりません。

一方、政府はこの人事院の調査結果と見解をうけて、引き下げを含めた退職手当の見直しをすすめていますが、退職手当は最高裁判例で「賃金」であるとされ、退職手当制度研究会の「公務員の退職手当法詳解」でも、賃金の後払い的な性格を有するとしており、人事院も勤務条件性を有していることを見解で表明しています。したがって、一方的な見直しは許されません。

現在は見直しにあたってのルールもなく、単純な官民比較のみで大幅な引き下げが可能な制度となっています。見直しのたびに、水準が乱高下するような制度では将来設計を描くこともできません。さらには、国家公務員の退職手当の見直しは地方公務員や独立行政法人職員をはじめ、多くの労働者に影響します。これらのことから、労働組合と協議・合意のうえで、安定的な制度の確立、退職手当の適正な水準決定のルールの整備を行うべきです。

ついては、以下の点について要求しますので、責任ある対応を求めます。

【私たちの要求】

1．官民比較を唯一の根拠とした退職手当の引き下げは行わないこと。

2．退職手当は重要な労働条件であることから、労働組合との誠実な交渉・協議を尽くし、一方的な見直しは行わないこと

氏　　名	住　　所

※お預かりした個人情報は、政府への要請以外に使用しません

全労連公務部会・公務労組連絡会
自治労連、全教、国公労連、特殊法人労連、郵政ユニオン、日本医労連、福祉保育労
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階 TEL03-5842-5639 FAX03-5842-5640

公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名

人事院総裁　一宮 なほみ　殿

公務労働者の賃金は、民間労働者にも波及し、地域経済や地域間格差の拡大に大きく影響しています。国をあげて景気回復や地方創生をめざすなか、労働者の賃上げがますます重要となっており、公務員賃金の社会的影響力を考えれば、積極的かつ大幅に改善していくことが求められます。

さらに、初任給の改善、年金支給まで生活維持が可能な再任用職員の賃金水準の確保、処遇が劣悪な臨時・非常勤職員の賃金・労働条件改善・均等待遇の実現、休暇制度拡充、長時間・過密労働の是正なども待ったなしの課題であり、働きがいのある職場をつくるためにも、人事院の役割発揮がきわめて重要です。

労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、17 年人事院勧告において以下の要求を実現するよう求めます。

【私たちの要求】

1．初任給をはじめすべての公務労働者の生活と労働実態に見合う大幅な賃金改善をおこなうこと。また、職務給の原則にもとづき、賃金の地域間格差を是正すること。

2．臨時・非常勤職員の雇用の安定と均等待遇をはかり、ただちに賃金の時間額を全国どこでも最低 1,000 円以上に引き上げること。また、夏季休暇をはじめ休暇制度を拡充すること。

3．雇用と年金の確実な接続をはかるため以下の要求を実現すること。

① 定年年齢を段階的に 65 歳に引き上げること。

② 再任用職員の賃金は、職務と生活実態に見合うよう大幅に引き上げること。また一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当を支給すること。

4．「子の看護休暇」や「育児時間」などの対象年齢を引き上げるなど、育児・介護休暇制度をはじめ休暇制度の拡充をはかること。

5．長時間過密労働の是正、超過勤務の縮減にむけ、実効ある対策をはかること。

6．実効あるメンタルヘルスやハラスメント対策をおこなうこと。

氏　　名	住　　所

※お預かりした個人情報は、人事院への要請以外に使用しません

全労連公務部会・公務労組連絡会
自治労連、全教、国公労連、特殊法人労連、郵政ユニオン、日本医労連、福祉保育労
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階 TEL03-5842-5639 FAX03-5842-5640